

## 山陽小野田市議会全員協議会の運営等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山陽小野田市議会会議規則（平成17年山陽小野田市議会規則第1号）第166条第4項の規定に基づき、全員協議会の運営その他必要な事項について定めるものとする。

(構成)

第2条 全員協議会は、議員全員をもって構成する。

(会議)

第3条 全員協議会は、原則として議場で行う。

2 全員協議会は、議長が主宰する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を行う。

4 全員協議会は、議員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(議員以外の者の出席)

第4条 議長が必要と認める場合は、議員以外の者の全員協議会への出席を求めることができる。

(公開)

第5条 全員協議会は、公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

(傍聴)

第6条 全員協議会の傍聴については、山陽小野田市議会傍聴規則（平成17年山陽小野田市議会規則第2号）の規定の例による。

(記録)

第7条 議長は、職員をして会議の議事、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録（以下「全員協議会記録」という。）を作成させるものとする。

2 全員協議会記録は、全文筆記により作成する。

3 前項に定めるもののほか、全員協議会記録の作成については、山陽小野田市議会委員会記録作成規程（平成26年山陽小野田市議会規則第1号）の規定の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。